

津南警察署協議会議事録

令和7年度第2回津南警察署協議会	
日 時 所	令和7年10月28日（火）午後3時10分～午後4時15分 津南警察署2階大会議室
出席者	<p>1 警察署協議会 8名 稻森三也委員、岩脇里司委員、奥田浩三郎委員、川俣佳彦委員、岸富喜委員、鈴木洋一委員、福井賛委員、山中里恵委員</p> <p>2 警察署 10名 署長、副署長、会計課長、警務課長、留置管理課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長、警備係長</p>
傍聴者数	なし
公開・非公開の別	公開
議 事 概 要	
<p>1 三重県警察本部警察航空隊の視察</p> <p>2 警察署長挨拶</p> <p>3 管内治安情勢（警察署長）</p> <p>(1) 刑法犯認知・検挙件数</p> <p>(2) 特殊詐欺認知・検挙状況</p> <p>(3) SNS型投資・ロマンス詐欺認知・検挙状況</p> <p>(4) 人身安全関連事案対応状況</p> <p>(5) 暴力団・薬物犯罪検挙状況</p> <p>(6) 交通事故発生状況</p> <p>4 特殊詐欺等の現状と被害防止対策（生活安全課長）</p> <p>5 協議内容</p> <p>(1) 広報活動について</p> <p>＜委員＞ 特殊詐欺等における新たな手口等が認められる中で、その被害防止対策広報の方法として、若年層に浸透しているSNSを活用することにより、より多くの人へ情報発信ができるものと考えられる。SNSの活用内容は、より若年層を引きつけるようなフランクなものとしてはいかがか。</p> <p>【生活安全課長】 SNSの活用等には注目している。三重県警察において、YoutubeやX（旧Twitter）を活用した広報を行っている。若年層の感性を取り入れていくことなどを今後の取組課題として、柔軟な対応を検討していく。</p> <p>＜委員＞ 10代の学生が、特殊詐欺の「受け子」として手を染めていたり、海外に行き犯罪グループに引き込まれていることなどが報道されているところで、このような被害を防止するためには高等学校や大学校等での広報活動は実施されているのか。</p> <p>【生活安全課長】 警察本部少年課と連携し、薬物乱用防止やSNSを使用したいわゆる「闇バイト募集」を含めたネットトラブル防止等の防犯教室を実施し、学生らが、被害者だけでなく加害者にもならないための広報活動を実施している。</p>	

(2) 特殊詐欺の手口等について

＜委員＞ 特殊詐欺の電話が架かってくる場合、電話を架けてくる者は名前等の個人情報を知った上で電話を架けてくるのか。

【署長】 何らかの名簿を入手し、個人情報を知った上、名指しで電話を架けてくる場合はある。無作為に電話を架けてきて、個人情報を引き出しながらだまそうとする場合もあり、いずれも、突然の連絡で不安を煽り、電話を受けた者の判断が付きにくくしておき、だまそうとする手口である。

＜委員＞ 投資詐欺の被害金額が大きい場合もあるが、財産保有者を狙っているのか。

【署長】 投資詐欺の被害者では、投資に興味がある者や経験者が多く、自ら進んで保有財産から捻出する傾向にあるが、借金を促して捻出させる場合もあり、必ずしも財産保有者を狙っているというわけではない。

(3) 防犯カメラの普及等について

＜委員＞ 捜査において欠かせないものとなっている防犯カメラの設置について、普及させる活動はあるのか。

【署長】 各自治体、自治会等での設置を含め、働き掛けている。

＜委員＞ 防犯カメラの設置状況を把握しているのか。

【署長】 一定程度把握し、事件発生後の対応に活用している。

＜委員＞ 民間事業所の管理する電柱等、公共性の高い場所で民間事業所が防犯カメラを設置できるように働き掛けることは可能か。

【署長】 民間事業所へ防犯カメラ設置のために電柱等を貸し出すことは困難であると承知している。

6 署長謝辞

備 考	
-----	--